

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（概要）

平成 23 年 3 月
環境省水・大気環境局

1. 改正の趣旨

第 174 回通常国会において成立した大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）が本年 4 月 1 日から全面施行されること等に伴い、測定項目及び測定頻度の明記等、所要の改正を行う。

2. 改正の主な内容

<大気汚染防止法施行規則>

- (1) ばい煙量又はばい煙濃度ではなく、これまで任意の測定としていた硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用する燃料の硫黄含有率を測定義務の対象から外すこととする。
- (2) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条の登録を受けた者から、ばい煙濃度等について証明する旨を記載した同法第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書の記載をもって、ばい煙等測定記録表の記録に代えることができることとする。

<水質汚濁防止法施行規則>

- (1) 排出水の汚染状態の測定については、特定事業場の排出水に係る排水基準に定められた物質等のうち、様式第 1 別紙 4 により都道府県知事に届け出たもの（以下「別紙 4 届出物質」という。）については 1 年に 1 回以上（旅館業（温泉を利用するもの）は、一部の物質等について 3 年に 1 回以上）、その他の物質等（以下「別紙 4 届出外物質」）については必要に応じて行うこととする。
- (2) 都道府県等が条例で別紙 4 届出物質について 1 年に 1 回より多い回数を定めたとき又は別紙 4 届出外物質について測定回数を定めたときは、当該回数を測定回数とする。
- (3) 特定地下浸透水の汚染状態の測定については、有害物質のうち、様式第 1 別紙 9 により都道府県知事等に届け出たもの（以下「別紙 9 届出物質」という。）については 1 年に 1 回以上、その他の物質（以下「別紙 9 届出外物質」という。）については必要に応じて行うこととする。
- (4) 都道府県等が条例で別紙 9 届出物質について 1 年に 1 回より多い回数を定めたとき又は別紙 9 届出外物質について測定回数を定めたときは、当該回数を測定回数とする。
- (5) 測定のための試料は、排出水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとする。

- (6) 計量法第 107 条の登録を受けた者から、水質測定記録表の測定項目の欄に記載すべき事項等について証明する旨を記載した同表第 110 条の 2 の証明書の交付を受けた場合（同法第百七条ただし書に定める者から当該証明書に相当する書面の交付を受けた場合を含む。）には、当該事項の水質測定記録表への記載を省略することができることとする。
- (7) 測定結果の記録は、測定に伴い作成したチャートその他の資料とともに三年間保存することとする。

<その他>

その他、法改正に伴う条ずれ等所要の改正を行う。

3. 施行

改正法の施行の日（平成 23 年 4 月 1 日）